

別表(第3条、第4条関係)

1	2	3	4	5
給付事業	事業実施主体	交付額	申請添付書類	実績添付書類
生産性向上・職場環境整備等支援事業	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、診療所、訪問看護事業所	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに実施した以下の取組のいずれか(複数可)に係る経費とする。 (1)ICT機器等の導入による業務効率化 タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入 (2)タスクシフト/シェアによる業務効率化 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト/シェア (3)給付金を活用した更なる賃上げ 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 なお、以下の金額を上限とする。 ・病院・有床診療所:許可病床数×4万円(申請時点の許可病床数とする。許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円とする) ・無床診療所、訪問看護ステーション:1施設×18万円	・支給申請書兼口座振込依頼書 ・別紙様式1 ※交付申請時に、給付事業の対象となる取組に対して支出済の場合は、別紙様式2の実績報告書を添付すること。	・別紙様式2
分娩取扱施設支援事業	分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所	事業実施主体からの申請を受けて、次の交付額を支給する。 病院又は診療所 1施設×2,500千円	・支給申請書兼口座振込依頼書 ・別紙様式3-1	「4 申請添付書類」と同じ
小児医療施設支援事業	令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回る小児医療施設	事業実施主体からの申請を受けて、次の交付額を支給する。 許可病床のうち、小児科部門の病床数×25万円 (ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄附金その他の収入額(以下「収入額」という。)を控除した額を上限とする。また、収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しないこととする。)	・支給申請書兼口座振込依頼書 ・別紙様式3-2	「4 申請添付書類」と同じ